

マンション等の高圧一括契約化に伴う当社供給用設備の利用のご案内

1. 基本的考え方

需給契約の変更等により当社供給用設備が不要となった場合については、電気供給約款等に定めるとおり原則撤去させていただいております。しかし、マンション等の高圧一括契約化にあたっては、高圧一括受電化への合理的な切り替えにご協力することを目的に、当社の事業遂行に支障のない範囲で、かつ、一定条件をお客さまにご承諾いただくことを前提に、有償での設備譲渡も可能とさせていただいております。

2. 譲渡対象設備について

基本的にマンション等の集合住宅需要供給に係わるすべての当社供給用設備を譲渡対象としております。

○主な対象物品 … ケーブル、変圧器、電力量計、変圧器室フレーム材料など

(注) 高圧一括契約化後も当社にて継続使用するもの、当社の事業遂行に支障の出るもの、設備の調査結果等によっては、譲渡をお断りさせていただくこともございます。

3. 譲渡にかかる費用について

譲渡価格は、当社資産価値に基づき算定させていただきます。

なお、具体的な価格については、個々に異なることから個別に算定いたします。

また、譲渡代金については前金制にてご請求させていただくとともに、ご利用いただくために必要となる作業（譲渡検討調査、契約手続き等）にかかる費用は、別途申し受けさせていただきます。

4. 主な譲渡条件について

(1) 設備を譲渡することがお客さま設備の形成上合理的と認められること

譲渡後設備は自家用電気工作物としてのみ使用しその他いかなる目的のために使用しないこと

(2) 譲渡後設備に起因する損害や隠れたる瑕疵について、当社は一切の責を負えないこと

(3) 将来的な取替え時に同種の設備譲渡には応じられないこと

(4) 譲渡後設備を当社に対して再び引き取ることを求めないこと

(5) 当社の所有を示す表示がある物品については、譲渡後の所有者明示を実施いただくこと

5. 申込みからご利用いただくまで（主な流れ）

(1) 譲渡検討調査

以下の事項をご確認のうえ、検討調査の申込みをしていただきます。

- ・譲渡を希望される具体的な設備内容
- ・譲渡希望日、譲渡希望理由
- ・その他考慮すべき事項

なお、お申込みにあたっては、あらかじめお客さまにて現地物品をご確認いただくとともに、譲渡希望設備については申込書に記載いただきます。

また、必要となる作業（設備状況の確認、譲渡代金の算定等の検討調査）にかかる費用について、ご請求させていただき、当社は検討調査費用の入金確認後、譲渡検討に着手いたします。また、調査結果については書面で回答させていただきます。

（２）譲渡契約手続き

譲渡検討調査の回答結果に基づき、設備譲渡を行う場合には「電気供給設備の譲渡に関する契約書」を締結いたします。

なお、譲渡代金については前金制にてご請求させていただくとともに、必要となる作業（契約手続き、引き渡し等）にかかる費用についても、あわせてご請求させていただきます。

（３）設備引き渡し

当社は、譲渡代金及び契約手続き費用の入金確認後、お客さまと立会いのもと設備を引き渡します。なお、本件は、高圧一括契約化に伴う設備譲渡となるため、基本的に切り替え工事と同時に設備引き渡しとなります。

6. お問い合わせ窓口

当該サービス区域の営業所まで、お問い合わせ下さい。

7. 申込書式

所定の設備譲渡申込書に、必要事項を記載の上お申込み下さい。